

「指定相談支援事業」重要事項説明書

「指定障害児相談支援事業」重要事項説明書

〈令和 8 年 6 月1日現在〉

当事業所は津島市の指定を受けています。

(第2330300092号)

(第2370300101号)

※当事業所は、ご契約者に対して、障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。特定相談支援事業の利用は、原則として障害福祉サービスの支給決定を受けた方が対象となります。

◇◇目次◇◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	3
4. 営業日・時間	3
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
7. サービス利用に関する留意事項	10
8. 利用者の記録や情報の管理・開示について	10
9. 個人情報の取り扱いについて	11
10. 虐待防止の対応について	11
11. サービスに関する苦情・事故等の対応について	12

1. 事業者

名称	合同会社TMコネクト
所在地	愛知県津島市柳原町 1 丁目26番地
電話番号	0567-55-9955
代表者氏名	冨永 孝之
設立年月	令和5年2月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所
事業の目的	身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児に対し、適正な計画相談支援を提供することを目的とする。
事業所の名称	チャレンジド・サポートひなた
事業所の所在地	愛知県津島市柳原町1丁目26番地
電話番号	0567-55-9955
管理者氏名	岩田 絵美
事業所の運営方針について	・利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行うとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。 ・利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者若しくは特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。 ・市町村、障害福祉サービス事業を行う者、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
開設年月	令和5年2月

3. 事業実施地域

事業実施地域	津島市、あま市、大治町、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村の区域とする。
--------	------------------------------------

4. 営業日・時間

平日(月曜日から木曜日まで)	8:30~17:30
----------------	------------

休業日	金・土・日曜日、国民の祝日及び事業者が定める8月13日から15日の期間と12月30日から1月3日までの年末年始期間
-----	---

5. 職員の体制

管理者	1名(常勤職員 相談支援専門員兼務)
相談支援専門員	1名以上(常勤職員)
相談支援専門員	1名以上(非常勤職員)

6. 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

① サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してサービス等利用計画を作成します。

〈サービス等利用計画の作成の流れ〉

1.相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面談し、利用者の心身状態、希望する生活、自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

2.当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して利用者のサービスの選択を求めます。

3.利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

4.アセスメントに基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

5.当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定します。

6.支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者の同意を得た上で決定します。

② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価(以下、「モニタリング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業所等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接するほか、その結果を記録します。

③ サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④ 障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

サービス利用料金

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合(法定代理受領は、利用者の自己負担はありません。

〈基本報酬〉

サービス名の名称 単位数	内容
機能強化型サービス利用 支援費(Ⅰ) 2,014単位/月 機能強化型障害児支援利	・障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成。 ・支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成

用援助費(Ⅰ) 2,201単位/月	
機能強化型継続サービス 利用支援費(Ⅰ) 1,761単位/月 機能強化型継続障害児支 援利用援助費(Ⅰ) 1,896単位/月	・障害福祉サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨。 ○利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週1回以上開催している。 ○24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。 ○当該相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。 ○基幹相談支援センター等との連携

〈加算〉

区分 単位数	算定方法等
初回加算 300 単位/月	新規にサービス等利用計画を作成する場合 ※月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。
入院時情報連携加算(Ⅰ) 300 単位/月	入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で 提供した場合に加算。
入院時情報連携加算(Ⅱ) 150 単位/月	※ (Ⅰ)は医療機関を訪問しての情報提供。(Ⅱ)は医療機関への訪問以外 の方法での情報提供。 ※ 利用者1人につき、1 月に 1 回を限度。 ※ 入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の同時算定不可。 ※ 情報提供を行った日時、場所(医療機関に出向いた場合)、内容、提供手 段(面談、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存すること。
退院・退所加算 300 単位/回	病院、診療所、障害者支援施設等へ入院・入所をしていた障害者等が 退院・退所し、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合に、医療 機関等の多職種との面談による情報収集や退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画を作成した場合に加算。

	※ 利用者1人につき、入院・入所中に 3 回を限度として加算。 ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。 ※ 面談をした相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に 反映されるべき内容についての記録を作成し 5 年間保存すること。
居宅介護支援事業所等連携加算 300 単位/月(①、②) 150 単位/月(③) 保育・教育等移行支援加算 300 単位/月(①、②) 150 単位/月(③)	介護保険の居宅介護支援事業所等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算 ① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接 する場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。) ② 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに 当たり、計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合。 ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供 する場合(単位数の変更のみ)
医療・保育・教育機関等連携加算※訪問看護の事業所も連携の対象に 300 単位/月(①-Ⅱ、②) 200 単位/月(①-Ⅰ) 150 単位/月(③)	指定(継続)サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算 ① 福祉サービス等提供機関の職員等との面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合 Ⅰ：指定サービス利用支援 Ⅱ：指定継続サービス利用支援 ② 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の 職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。 ③ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それ

	ぞれ月1回を限度とする。
集中支援加算 300 単位/月(①～④) 150 単位/月(⑤)	指定(継続)サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算 ① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅を訪問し、面接することを要する。) ② 利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合 ③ 障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合 ④ 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、3回、同一の病院等については月1回を限度とする。) ⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。)
サービス担当者会議実施 加算 100 単位/月	継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者 に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の 担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について 確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。 ※ サービス利用支援の一連の流れで行う担当者会議は加算に該当しない。 ※ サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更 などを行った場合は、サービス利用支援費を算

	定することとなるため、算定 不可。※ サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれ を踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存すること。
サービス提供時モニタリング加算 100 単位/月	継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等 利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面 を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認 結果の記録を作成した場合に加算する。 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算。
行動障害支援体制加算 60 単位/月(Ⅰ) 30 単位/月(Ⅱ) 【要届出】	Ⅰ：強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上 で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者(障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上ある者又は児基準の合計点数が20点以上ある児)に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。 Ⅱ：強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上 で、その旨を公表している場合に加算する。
要医療児支援体制加算 60 単位/月(Ⅰ) 30 単位/月(Ⅱ) 【要届出】	Ⅰ：医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ当該相談支援専門員により、医療的ケア児に対して現に指定相談支援を行っている場合に加算する。 Ⅱ：医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。
精神障害者支援体制加算 60 単位/月(Ⅰ) 30 単位/月(Ⅱ) 【要届出】	Ⅰ：地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨の公表している場合。精神疾患を有する患者であって重点的な支援を有するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護ステーション等であって、利用者が通院又は利用するものの保健師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談を行っている場合。 Ⅱ：地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨の公表している場合。

ピアサポート体制加算 100単位/月 【要届出】	地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を終了した次の者をそれぞれ常勤換算法で0.5人以上配置していること。 ① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者 ② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した場合について本要件を満たすものとする。 ③ 事業所の従業員に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 ④ ①のものを配置していることを公表していること。
地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月	運営規定において、市町村より地域生活支援拠点として位置付けられていることを定めること又は地域活動支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。※令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

※当事業所は、支援困難ケースへ積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施するために下記事業所と協定を締結、「機能強化加算(Ⅰ)」を算定しております。

- ・チームくじら
- ・オリーブ
- ・相談支援事業所あいぎ

一体的な管理運営を行うための共同体を組織して、その名称は「津島相談支援 **CONS**」と称しております。

当共同体は、構成員全体による運営委員会を設け、以下の要件を満たしているかについて、定期的(月1回)に確認を行う。

各事業所継続で常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置していて、かつ、一体的に管理運営を行う複数

事業所全体で、各加算の人員配置要件を満たしている。

《加算の人員配置要件》

(Ⅰ)常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。

(Ⅱ)常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を終了している。

(Ⅲ)常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を終了している。

※基本単位数に地域区分単価(10.36円)を乗じた額がサービス利用料金となります。

※介護保険制度のケアプランが作成されている利用者に、同一の者が障害福祉サービス等利用計画を作成する場合は、居宅介護支援費重複減算(介護予防支援費重複減算)の対象となり給付費額が変わります。

【福祉・介護職員等処遇改善加算に関する事項】

当事業所では、相談支援専門員の処遇改善および資質向上、職場環境の改善を図るため、令和8年6月1日より以下の加算を算定いたします。

- **対象加算：**福祉・介護職員等処遇改善加算
- **加算率：**基本報酬(サービス利用料)の5.1%
- **利用者の負担について：**計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援のサービス利用料金は法律に基づき、全額が給付費の対象(公費負担)となるため、原則として利用者様の自己負担は発生いたしません。

7. サービス利用に関する留意事項

(1)ハラスメント対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずよう努めます。

(2)業務継続計画の作成等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めます。また従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。保存期間は、指定計画相談支援を提供した日から5年間です。

〈本事業所における記録の項目は次のとおりです。〉

(1) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画

- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (6) 契約書
- (7) 重要事項説明書
- (8) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (9) 利用者家族等からの苦情内容等の記録
- (10) 事故状況及び事故に際しての採った処置についての記録

9. 個人情報の取り扱いについて

利用者及び家族の情報については、次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

(1) 使用目的

事業者が障害者総合支援法に関する法令に従い、サービス利用計画に基づき、障害福祉サービス等を円滑に実施するために必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

- ① 個人情報提供は、(1)に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

(3) 個人情報の内容

- ① 氏名、住所、生年月日、健康状態、病歴、家族状況等、当事業所がサービス提供等を行うために必要最小限必要な利用者やその家族の個人に関する情報。
- ② その他利用者及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうる情報。

(4) 当事業所が行うサービス提供等に必要な期間

10. 虐待防止の対応について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定及び設置(管理者)
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止のための定期的な研修の実施
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

○虐待防止に関する責任者 富永 孝之〔管理者〕

11. サービスに関する苦情・事故等の対応について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 岩田 絵美〔管理者〕

苦情解決責任者 富永 孝之〔代表社員〕

電話番号 0567-55-9955

受付時間 月曜日～木曜日 8:30～17:30

※金・土・日曜日、国民の祝日及び事業者が定める8月13日から15日の期間と12月30日から1月3日までの年末年始期間を除く。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

あなたのお住まいの担当	所在地 電話番号
津島市役所福祉課	所在地:愛知県津島市立込町2丁目21 電話番号:0567-24-1111
あま市役所社会福祉課	所在地:愛知県あま市七宝町深坪1番地 電話番号:052-485-5980
大治町民生課障害福祉係	所在地:愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1-1 電話番号:052-444-2711
愛西市役所社会福祉課	所在地:愛知県愛西市稲葉町米野308 電話番号:0567-25-1111
弥富市役所福祉課	所在地:愛知県弥富市前ヶ須町南本田335 電話番号:0567-65-1111
蟹江町役場子育て推進課自立支援係	所在地:愛知県海部郡蟹江町学戸3丁目1番地 電話番号:0567-95-1111
飛島村役場障害保健福祉課	所在地:愛知県海部郡飛島村竹之郷3丁目1番地 電話番号:0567-52-1001
愛知県健康福祉部障害福祉課	所在地:愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1-2 電話番号:052-954-6317
愛知県運営適正化委員会	所在地:愛知県名古屋市中区丸の内二丁目4-7 電話番号:052-202-0167

令和 年 月 日

指定計画相談支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 チャレンジド・サポートひなた

説明者職名

(1) 重要事項について

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援サービスの提供開始に同意します。

(2) 個人情報保護について

私は、個人情報保護に関する基本方針、個人情報保護の利用目的について説明を受け、情報提供に同意します。なお、本人が個人情報保護に関する項目の提供を希望しない場合、指定事項がある場合は事業者側へ申し出ます。

【利用者】

住所

氏名

【代理人(保護者)】

住所

氏名

(利用者との続柄)